

土地家屋調査士法

-----土地家屋調査士法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 228 号)抄録-----

(目 的)

第 1 条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(職 責)

第 2 条 土地家屋調査士(以下「調査士」という。)は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第 7 章 土地家屋調査士会

(設立及び目的等)

第 4 7 条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、1 個の調査士会を設立しなければならない。

2 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 調査士会は、法人とする。

4 民法第 44 条及び第 50 条の規定は、調査士会に準用する。

(会 則)

第 4 8 条 調査士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 役員に関する規定

三 会議に関する規定

四 会員の品位保持に関する規定

五 会員の執務に関する規定

六 入会及び退会に関する規定（入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む。）

七 調査士の研修に関する規定

八 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

九 調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定

十 資産及び会計に関する規定

十一 会費に関する規定

十二 その他調査士会の目的を達成するために必要な規定

第9章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

- 第63条** 調査士及び調査士法人は、その専門的の能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することが出来る。
- 2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならない。
 - 3 協会の理事の定数の過半数は、当該協会の社員（当該協会の社員たる調査士法人の社員を含む。）でなければならない。
 - 4 協会は、第2項の調査士又は調査士法人が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(協会の業務)

- 第64条** 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事務（同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことをその業務とする。
- 2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(法務省令への委任)

- 第67条** この法律に定めるもののほか、調査士の試験、資格の認定、登録及び業務執行並びに協会の設立及び業務執行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(非調査士等の取締り)

- 第68条** 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務（同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、弁護士若しくは弁護士法人が同項第2号から第5号までに掲げる事務（同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の手続に関するものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第3条第2項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第3条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事務（同法第3条第1項第8号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれらの事務に関する第3条第

- 1 項第 6 号の掲げる事務を行う場合は、この限りでない。
- 2 協会は、その業務の範囲を超えて、第 6 4 条第 1 項に規定する事務を行うことを業とすることができない。
- 3 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 4 調査士法人でない者は、土地家屋調査士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 5 協会でないものは、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。